

国民健康保険における子どもに係る被保険者均等割額の免除を求める意見書

国民健康保険は、国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして国民の健康を支えています。その加入者のうち、無職や非正規雇用などの低所得者が占める割合が増加傾向にあります。

国民健康保険税の被保険者均等割額（以下「均等割」と略します）は、国民健康保険の加入者一人ひとりに対し、負担能力に関係なく均等にかかる部分であり、世帯人数が多いほど保険税（料）が高くなる仕組みになっています。この仕組みは、家族に子どもが増えると保険税の負担が重くなるため、子育てに関する様々な負担軽減策を進めている地方公共団体の政策とも相容れないものとなっています。また同じ医療保険制度でありながら、被用者保険の組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険には存在しない負担です。なお、均等割を単に廃止すると、他の被保険者の負担や自治体の負担が増すことにもつながる恐れがあるため、廃止に伴う保険税収入の減額分は全て国が負担すべきと考えます。

将来にわたり国民皆保険制度を堅持していくため、平成30年4月1日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されましたが、その施行にあたり、参議院厚生労働委員会が子どもの均等割保険料の軽減措置について、「引き続き議論すること」という附帯決議を提出しています。さらに、全国知事会、全国市長会から国に対して、子どもの均等割の軽減を図る予算要望が3年連続で提出されており、全国的な課題であることは明らかであります。

よって国及び政府関係機関においては、子育て支援の観点から18歳以下の子どもに係る国民健康保険税（料）における均等割について、他の医療保険制度との公平性を保ちつつ、国の負担による免除を実施するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月28日

岩手県北上市議会

（提出先）

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣